

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中5の項を削り、6の項を5の項とし、同項の次に次のように加える。

6	市長	区役所等の在り方に関する検討会	区役所等の在り方及び機能再編に向けた基本的な考え方について検討する。
---	----	-----------------	------------------------------------

別表9の項を次のように改める。

9	市長	熊本市市民活動支援センター運営業務受託事業者選考委員会	熊本市市民活動支援センターの運営業務に係る受託事業者の選考について審議する。
---	----	-----------------------------	----------------------------------------

別表中17の項を削り、16の項を17の項とし、11の項から15の項までを1項ずつ繰り下げ、10の項を11の項とし、同項の前に次の1項を加える。

10	市長	熊本市特定非営利活動法人 条例個別指定 制度検討委員 会	特定非営利活動法人に対する寄附促進とその発展のため、寄附金控除の対象とすべき法人の範囲、指定の考え方等について必要な事項を検討する。
----	----	---------------------------------------	--------------------------------------------------------------------

別表中25の項及び26の項を削り、24の項を26の項とし、19の項から23の項までを2項ずつ繰り下げ、18の項を20の項とし、同項の前に次の2項を加える。

18	市長	熊本市重症心身障害児等在宅支援推進会議	在宅の重症心身障害児、重症心身障害者及びその家族への支援の推進を図るため、必要な事項を協議する。
19	市長	熊本市発達障がい者支援センター運営事業受託事業者選考委員会	熊本市発達障がい者支援センター運営事業に係る受託事業者の選考について審議する。

別表中28の項を削り、27の項を28の項とし、同項の前に次の1項を加える。

27	市長	熊本市立黒髪乳児保育園引受法人選考委員会	熊本市立黒髪乳児保育園を民間に移管するため、引受法人の選考について審議する。
----	----	----------------------	----------------------------------------

別表中32の項を削り、33の項を32の項とし、34の項を33の項とし、同項の次に次の1項を加える。

34	市長	熊本市農商工連携等新商品開発事業審査会	熊本市農商工連携等新商品開発事業助成金の交付を受けるものを決定するため、提出された事業計画書を審査する。
----	----	---------------------	------------------------------------------------------

別表中37の項を削り、38の項を37の項とし、39の項を38の項とし、同表40の項中「熊本市公共事業再評価監視委員会」を「熊本市公共事業評価監視委員会」

に、「の再評価」を「の評価」に改め、同項を同表 3 9 の項とし、同表中 4 1 の項を 4 0 の項とし、4 2 の項から 6 4 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、6 5 の項を 6 4 の項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

6 5	教育委員会	熊本市いじめ防止等対策委員会	いじめ防止対策推進法（平成 2 5 年法律第 7 1 号）第 1 4 条第 3 項に基づきいじめの防止等のための実効的な対策について検討するとともに、同法第 2 8 条第 1 項に基づく調査を行う。
-----	-------	----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

別表 6 6 の項を次のように改める。

6 6	教育委員会	熊本市教科用図書選定委員会	小学校及び中学校において使用する教科用図書について、調査及び研究を行うとともに、その選定に関し必要な事項を協議する。
-----	-------	---------------	------------------------------------------------------------

別表中 6 7 の項を削り、6 8 の項を 6 7 の項とし、6 9 の項を 6 8 の項とし、7 0 の項を 6 9 の項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

(熊本市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 熊本市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

別表スクールカウンセラーの項の次に次のように加える。

教科用図書選定委員会委員	日額 10,000円以内
--------------	--------------

(提出理由)

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関を設置する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。